

農業者年金に加入しませんか？

農業に従事されている人は誰でも加入できます

60歳未満の国民年金第1号被保険者（保険料納付免除者を除く）であって、年間60日以上農業に従事している人は誰でも加入できます。配偶者や後継者など家族農業従事者の人も加入できます。

さらに、年間60日以上農業に従事する60歳以上65歳未満の国民年金の任意加入者も加入できるようにになりました。

少子高齢化に強い年金です。年金資産は安全かつ効率的な運用

自ら積み立てた保険料とその運用益により将来受け取る年金額が決まる「積立方式（確定拠出型）」の年金です。自分が必要とする年金額の目標に向けて、保険料を通常加入の場合、保険料は月額2万円（35歳未満で政策支援加入の対象とならない人は1万円）から6万7千円の間で自由に決められます。

終身年金で80歳までの保証付きます

農業者老齢年金は、年金の支給開始時期を、ご自身で選択（65歳から75歳）することができます。仮に80歳前に亡くなられた場合でも、80歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金の額の現在価値に相当する額が、死亡一時金としてご遺族に支給されます。

税の特例が用意されています

支払った保険料は、全額（1人当り最高年額80万4千円）が社会保険料控除の対象となります。

保険料を農業者年金基金が運用して得られる収益（運用益）は非課税です。

将来受け取る農業者年金は公的年金等控除の対象となり、65歳以上の人であれば公的年金等の合計額が110万円までは非課税となります。

認定農業者など一定の要件を満たす人には、保険料の国庫補助があります

認定農業者で青色申告をしている人やその人と家族経営

協定を結んだ配偶者・後継者など一定の要件を満たす人には、保険料の国庫補助（月額最高1万円）があります。

加入時の年齢や必要な要件により、補助の金額や受けられる期間に違いがあります。

この国庫補助額は、農地等の経営継承をすれば原則65歳から特例付加年金として受給できます。農地等の経営継承の時期についての年齢制限はなく、本人の体力などに応じて受給の時期を決められます。

さらに詳細な農業者年金の内容やご相談については、最寄りのJAか農業委員会または農業者年金基金にお問い合わせください。

問い合わせ

周防大島町農業委員会

（農林水産課）

☎0820(79)1002

・独立行政法人農業者年金基金（企画調整室）

☎03(5919)0332

<https://www.nounen.go.jp/>

・山口県農業協同組合周防大島統括本部または各支所

令和8年度受講生募集！

周防大島町で農業をはじめませんか？

周防大島担い手支援センターでは、将来周防大島町で農業を営むこと、援農作業を希望する人を対象として、みかん栽培や、野菜等の栽培基礎などを学ぶ塾を開講しています。

対象者（次のいずれかに該当する人）

- ・将来周防大島町で農業を営むことを希望する人
- ・援農作業を希望する人

応募期限 4月10日(金)（※先着順）

申し込み・問い合わせ

周防大島担い手支援センター ☎0820-79-1007

周防大島みかんいきいき営農塾

◎みかん専門コース

募集人数 38人 / 参加費 8,000円

受講期間 5月～令和9年4月（全14回）

会場 柑きつ振興センター他

研修内容 みかん栽培、農薬の使い方、生産から流通の仕組み等

JA生き活き帰農塾

◎野菜の栽培入門コース

募集人数 20人 / 参加費 8,000円

受講期間 4月～令和9年3月（全16回）

会場 JA山口県久賀支所他

研修内容 農業初心者向けに野菜等幅広い作物の栽培基礎、農薬散布方法、農機具の扱い方等